

## 喜多方市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名：福島県 喜多方市

事 業 名：農業集落排水事業特別会計

(農業集落排水事業、小規模集合排水事業)

策 定 日：平成 29 年 3 月 14 日

計 画 期 間：平成 29 年度～平成 38 年度

本経営戦略は、平成 26 年 8 月の総務省通知『公営企業の経営に当たっての留意事項について』及び平成 28 年 1 月の総務省通知『「経営戦略」の策定推進について』において要請のあった中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に適正に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図り、喜多方市総合計画に基づく農業集落排水事業及び小規模集合排水事業に係る諸施策を経営面から位置づけするために策定するものです。

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始年月日) (供用開始後年数)	農業集落排水事業 喜多方地区 天井沢・中村 H13(H13. 11. 1) (15 年) 真木・津尻 H20(H21. 2. 1) (8 年) 熱塩加納地区 宮川 H14(H14. 7. 29) (14 年) 塩川地区 大田木 H15(H15. 5. 1) (13 年) 山都地区 堰沢 S60(S60. 7. 1) (31 年) 舟岡 H 5(H 6. 2. 1) (23 年) 小布瀬原 H 7(H 7. 4. 1) (21 年) 宮古 H17(H17. 8. 1) (11 年) 早稲谷 H22(H22. 4. 1) (6 年) 高郷地区 上郷 H 6(H 6. 4. 13) (22 年) 新郷 H10(H10. 9. 3) (18 年) 大田賀 H12(H12. 5. 1) (16 年) 塩坪 H16(H16. 4. 22) (12 年) 小規模集合排水事業 喜多方地区 大沢入 H15(H15. 4. 1) (13 年)
法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適 法適予定年月日 平成 32 年 4 月 1 日 (一部適用)
処理区域内人口密度 (処理区域人口/処理区域面積)	農業集落排水事業 9.5 人/ha (2,769 人/290ha) 小規模集合排水事業 32.0 人/ha (32 人/1ha)
流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	農業集落排水事業 13 処理区 (天井沢・中村、真木・津尻、宮川、大田木、堰沢、舟岡、 小布瀬原、宮古、早稲谷、新郷、上郷、大田賀、塩坪) 小規模集合排水事業 1 処理区 (大沢入)
処理場数	農業集落排水事業 13 処理場 (天井沢・中村、真木・津尻、宮川、大田木、堰沢、舟岡、 小布瀬原、宮古、早稲谷、新郷、上郷、大田賀、塩坪) 小規模集合排水事業 1 処理場 (大沢入)

<b>広域化・共同化・最適化 実施状況*1</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同化の実施</li> </ul> 真木・津尻地区農業集落排水事業（供用開始 H21.2.1、計画区域面積：16ha、処理計画戸数・人口：65戸・250人、計画処理水量：83 m <sup>3</sup> /日、水処理方式：J A R U S F M型、汚泥処理方式：濃縮→場外搬出、放流先：農業排水路） 連携協約（地方自治法第252条の2）：会津坂下町
-------------------------------	--

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。  
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

## ② 使用料

<b>一般家庭用使用料体系の 概要・考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額制の基本使用料に従量制・累進制の超過使用料を加える使用料体系（下水道事業と統一の使用料体系）            使用月の汚水量に応じ、基本使用料（使用した日数が15日以内である場合にあっては、463円）925円に超過使用料を加えた額を、使用料として徴収する。            超過使用料の額は1 m<sup>3</sup>当たり、6 m<sup>3</sup>を超え10 m<sup>3</sup>までは164円、10 m<sup>3</sup>を超え20 m<sup>3</sup>までの部分は174円、20 m<sup>3</sup>を超え30 m<sup>3</sup>までの部分は184円、30 m<sup>3</sup>を超え50 m<sup>3</sup>までの部分は205円、50 m<sup>3</sup>を超え100 m<sup>3</sup>までの部分は226円、100 m<sup>3</sup>を超え300 m<sup>3</sup>までの部分は247円、300 m<sup>3</sup>を超える部分は267円とする。</li> </ul>
<b>業務用使用料体系の 概要・考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額制の基本使用料に従量制の超過使用料を加える使用料体系（下水道事業と統一の使用料体系）            公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場であって物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められるものからの汚水の排除に係るものである場合、汚水量に応じ、基本使用料（使用した日数が15日以内である場合にあっては、463円）925円に超過使用料を加えた額を、使用料として徴収する。            超過使用料の額は1 m<sup>3</sup>当たり、6 m<sup>3</sup>を超える部分は59円とする。</li> </ul>
<b>その他の使用料体系の 概要・考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人当たりの使用料の額を定めた定額制の使用料体系（下水道事業と統一の使用料体系）            「水道水以外の水」のみを一般家庭用として使用している場合、世帯使用人数により算定し、世帯1人あたり6 m<sup>3</sup>を汚水量と認定し、算出した認定汚水量を上記一般家庭用使用料の汚水量にあてはめ算出した額とする。            「水道水以外の水」と「水道水」を併用している場合は、上記「水道水以外の水」のみを使用している場合により算出した認定汚水量と、水道水の使用水量による汚水量を比較して多い方を認定汚水量とし、上記一般家庭用使用料の汚水量にあてはめ算出した額とする。</li> </ul>
<b>条例上の使用料*2 （20 m<sup>3</sup>あたり） ※過去3年度分を記載</b>	平成25年度 3,240円 平成26年度 3,321円（消費税率の改定） 平成27年度 3,321円
<b>実質的な使用料*3 （20 m<sup>3</sup>あたり） ※過去3年度分を記載</b>	平成25年度 3,456円 平成26年度 3,560円 平成27年度 3,554円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

### ③ 組織

職員数	12名（課長1名、主幹1名、総務係3名、計画建設係4名、施設係3名） 合併後平成19年度の各総合支所建設課下水道係を含めた職員数19名から7名削減 下水道事業特別会計を兼務（人件費は下水道事業特別会計で計上）
事業運営組織	建設部下水道課において、農業集落排水事業特別会計（農業集落排水事業、小規模集合排水事業）並びに一般会計（浄化槽関連）及び下水道事業特別会計（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業）を運営 水道料金と下水道等使用料の賦課・徴収について、水道事業（建設部水道課）と連携

### （2）民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	各処理施設の運転管理業務及び汚泥収集運搬業務の民間委託を実施
	イ 指定管理者制度	策定時点においては実施していません。
	ウ PPP・PFI	策定時点においては実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	策定時点においては実施していません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	策定時点においては実施していません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

### （3）経営比較分析表を活用した現状分析

本市の農業集落排水施設は14処理区あり全て整備済みで、現在、建設中の施設及び新たな整備計画はありません。

14処理区のうち、既に供用開始後10年以上経過した10処理区については、処理施設の長寿命化を図るための最適整備構想を策定中であり、策定後は計画に基づき、国の交付金を活用しながら順次改築等の更新を行うこととしております。

また、経常的経費として消耗品費、修繕費、動力費、汚泥処分費などがありますが、修繕費においては、ポンプ等の設備修繕が増嵩しており事業運営を圧迫している状況です。

一方、使用料収入においては、水洗化率（加入率）の低い処理区があることや、人口減少に伴う料金収入の減少が顕著なことから、収支均衡を図ることが困難な状況にあります。

別添「経営比較分析表」のとおり

なお、国の事業名変更に伴い全体総括の欄中の「長寿命化計画」は「最適整備構想」と読み替えてください。



# 経営比較分析表

## 福島県 喜多方市

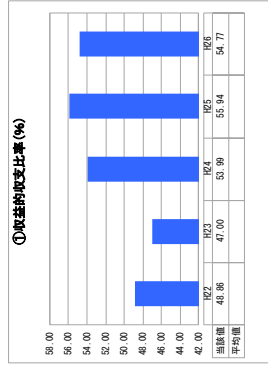
業種名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	小規模集合排水処理	13
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)
-	該当数値なし	0.05	65.71
			1か月20㎡当たり事業費(円)
			3,321

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
50,829	554.63	91.64
処理区域人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
32	0.01	3,200.00

### グラフ凡例

- 当該団体値 (当数値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

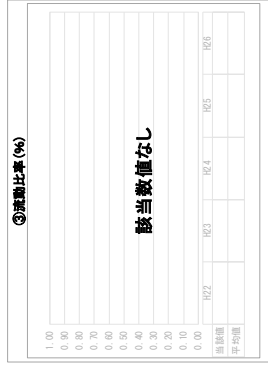
## 1. 経営の健全性・効率性



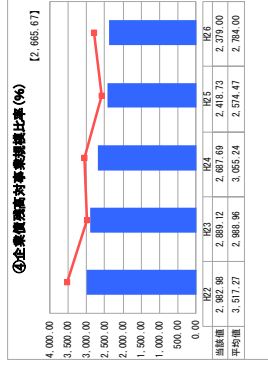
「単年度の収支」



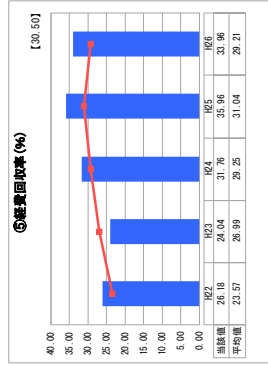
「累積欠損」



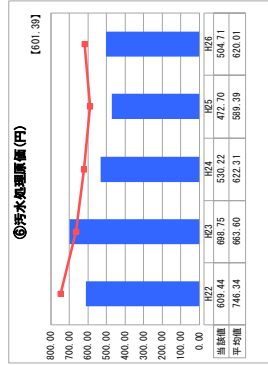
「支払能力」



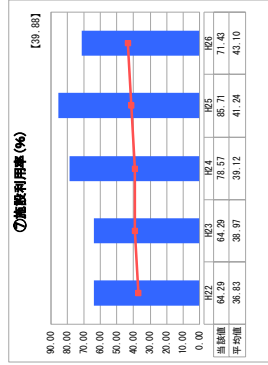
「債務残高」



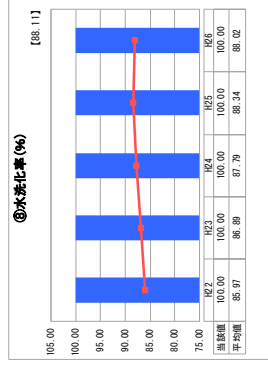
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「燃料料金の状況」

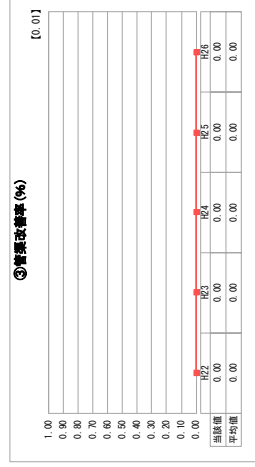
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管理の経年化の状況」



「管理の更新状況・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

現在、管業施設工事等に關しては完了し、地方債の償還も進んでいると主に考えられる。④経費回収率、⑦建設材料率の増大傾向にあるものの、⑥汚水処理原価は減少傾向にあるものの、人口減少に伴う管業施設の維持に要する費用の増加が懸念される。⑤企業債務対事業債権比率は地方債償還の進捗による減少傾向となっている。

### 2. 老朽化の状況について

大沢入地区を平成15年度に採用開始し、経年劣化等による機器除輪が発生している。今後は、劣化等の状況をしながら、予防保全的管理を行う予定。

### 全体総括

現在、人口減少等による影響と採用開始から10年以上経過している区域の老朽化対策が必要な状況となっている。長寿命化計画の策定及び平成22年度の公営企業公社移行による財務諸表の作成により経営基礎の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成25年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債務対事業債権比率及び償還改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

公営企業は住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしていますが、現在、公営企業をめぐる経営環境は、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により厳しさを増しつつあります。

このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められ、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。

このような中、喜多方市の汚水処理事業においては、公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全により快適な生活環境の形成を図るため、公共下水道事業等を推進し、安定した下水道サービスの提供を将来にわたり継続していくことを基本方針とし、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、毎年度進捗管理を行いながら必要に応じて見直しを行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

## 3. 投資・財政計画（収支計画）

### （1）投資・財政計画（収支計画）

別紙「投資・財政計画（収支計画）」のとおり

### （2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

##### ○ 投資の目標に関する事項

農業集落排水事業、小規模集合排水事業ともに概成となっています。一方で、供用開始から30年を経過している施設が1施設、20年を経過している施設が3施設、10年を経過している施設が8施設あり、修繕・改築・更新への対応が求められる時期を迎えています。

この状況を踏まえ、農業集落排水施設機能診断の実施、最適整備構想の策定とこれに基づく更新、改築等を実施する予定です。

##### ○ 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

喜多方市中期財政計画に基づき計上しています。

管渠については、耐用年数に達していないため定期的な点検のみとし、費用の計上はしていません。

処理場については、農業集落排水施設機能診断の実施、最適整備構想の策定とこれに基づく更新、改築等を実施する予定です。

##### ○ 広域化・共同化・最適化に関する事項

会津坂下町との連携協約により平成21年2月1日より真木・津尻地区農業集落排水事業の共同運用を開始しており、今後も継続していきます。

##### ○ 投資の平準化に関する事項

喜多方市中期財政計画に基づき計上しています。

施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減と平準化を図るため、農業集落排水施設機能診断の実施、最適整備構想の策定とこれに基づく更新、改築等を実施する予定です。

##### ○ 防災・安全対策に関する事項

下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ平成27年3月18日策定した喜多方市下水道業務継続計画（下水道BCP）を準用し、農業集落排水事業及び小規模集合排水事業の防災・安全対策を実施していきます。

## ② 収支計画のうち財源についての説明

### ○ 財源の目標に関する事項

収益的収入については、主に使用料と他会計繰入金となっています。使用料については、平成 21 年 10 月から平成 22 年 9 月までの激変緩和期間を経て、平成 22 年 10 月から合併後の統一使用料への改定を実施、また、平成 26 年 4 月には消費税率の改定に伴う改定を実施しました。本計画期間においては、平成 32 年度から地方公営企業法の財務規定を適用した経営戦略に見直す予定であり、その際に、長期的な見通しに立った適正な使用料への見直しを検討することとしますが、策定時点においては、現行料金体系で計上しています。

資本的収入については、主に農業集落排水施設機能診断の実施、最適整備構想の策定関連の建設改良に係る企業債の借入及び国県補助金と他会計繰入金となっています。企業債の借入については、主に過疎対策事業債と下水道事業債となっており、それぞれ元利償還金に対して過疎対策事業債については 70%相当額、下水道事業債については約 40%相当額が交付税措置されることとなっています。他会計繰入金については、基準内繰入れと主に企業債の償還元金に充てられる基準外繰入れとなっています。

### ○ 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

現行の料金体系に基づき、平成 27 年度までの実績を踏まえ、加入促進の取り組みと喜多方市長期人口ビジョンによる人口減少を考慮し計上しています。

### ○ 企業債に関する事項

企業債残高の削減を図るため、新規の借入は原則として償還額の範囲内で計上しています。

### ○ 繰入金に関する事項

基準内繰入れを基本とし、主に企業債の償還元金に充てられる基準外繰入れは、新規の借入を原則として償還額の範囲内とすることで圧縮を図ります。

## ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

### ○ 職員給与費に関する事項

下水道事業特別会計において一括して計上しているため、農業集落排水事業特別会計においては計上していません。

### ○ 動力費及び薬品費に関する事項

平成 27 年度までの実績と喜多方市長期人口ビジョンによる人口減少を考慮し計上しています。物価の変動については、消費者物価の前年比上昇率を 2%として計上しています。

### ○ 修繕費に関する事項

平成 27 年度までの実績を考慮し計上しています。物価の変動については、消費者物価の前年比上昇率を 2%として計上しています。

### ○ 委託費に関する事項

各処理施設の運転管理業務委託・汚泥収集運搬業務委託、水道事業への使用料徴収及び収納事務委託等を計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同化の継続 会津坂下町との連携協約による真木・津尻地区農業集落排水事業の共同運用を継続していきます。</li> </ul>
投資の平準化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水施設機能診断の実施、最適整備構想の策定による投資の平準化 施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減と平準化を図るため、農業集落排水施設機能診断の実施、最適整備構想の策定とこれに基づく更新、改築等を実施する予定です。</li> </ul>
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>PPP/PFI などの活用 導入可能分野の有無について、情報収集をしていきます。</li> </ul>
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産調査 平成 32 年度からの公営企業会計移行に向け、平成 28 年度から固定資産の調査を開始し、施設の現状把握と今後の財政経営計画の基礎数値とします。</li> </ul>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料の見直し 農業集落排水施設機能診断の実施、最適整備構想の策定、固定資産調査を受け、平成 32 年度から地方公営企業法の財務規定を適用した経営戦略に見直す予定ですが、その際に、長期的な見通しに立った適正な使用料への見直しを検討することとします。 なお、上記のほか消費税率の改定に伴う使用料の見直しがあります。</li> </ul>
資産活用による収入増加の取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産活用 施設の増設等に備えて確保している未利用地については、本来の取得目的等を十分勘案したうえで有効活用について研究します。</li> </ul>
その他の取組	策定時点において特記事項はありません。

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的民間委託の検討 包括的民間委託の実施について検討します。</li> </ul>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>人件費は一括して下水道事業特別会計において計上しています。</p> <p>職員数は、現在、課長1名、主幹1名、総務係3名、計画建設係4名、施設係3名の12名体制で業務を執行しています。</p> <p>今後、公営企業会計移行による会計業務の増大に伴う総務係の増員、最適整備構想による修繕・更新等長寿命化業務の増大に伴う施設係の増員、塩川浄化センター水処理施設増設事業に伴う計画建設係の増員及び一般会計において執行している浄化槽関連業務の担当者人件費の一般会計への組み換えについて、人事部門と調整予定です。</p>
<p>動力費に関する事項 薬品費に関する事項</p>	<p>平成27年度までの実績と喜多方市長期人口ビジョンによる人口減少を考慮し計上しています。物価の変動については、消費者物価の前年比上昇率を2%として計上しています。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落排水施設機能診断の実施、最適整備構想の策定による修繕費の平準化 施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減と平準化を図るため、農業集落排水施設機能診断の実施、最適整備構想の策定とこれに基づく更新、改築等を実施する予定です。</li> </ul>
<p>委託費に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的民間委託の検討 現在、各処理施設の運転管理業務及び汚泥収集運搬業務を委託していますが、包括的民間委託の実施について検討します。</li> </ul>
<p>その他の取組</p>	<p>策定時点において特記事項はありません。</p>

### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、最適整備構想の策定とそれに基づく維持管理の状況、資産の調査・評価等、事業動向を踏まえながら平成32年度から地方公営企業法の財務規定を適用した経営戦略に見直し（ローリング）を実施します。</p>
----------------------------	--

投資・財政計画  
【 農業集落排水事業 】  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38								
														益(A)	益(B)	収入	益(C)	他	益	金	他
1 総	収益	130,363	125,778	123,381	120,372	117,968	116,330	113,474	110,868	104,323	99,286	97,218	93,710								
(1) 営業	収益	36,243	36,968	35,754	35,102	34,437	33,873	33,250	32,715	32,194	31,769	31,181	30,732								
ア 料	収入	35,644	34,107	33,936	33,255	32,590	32,026	31,403	30,868	30,347	29,922	29,334	28,885								
イ 受託工事	収益(C)																				
ウ そ	他	599	2,861	1,818	1,847	1,847	1,847	1,847	1,847	1,847	1,847	1,847	1,847								
(2) 営業外	収益	94,120	88,810	87,627	85,270	83,531	82,457	80,224	78,153	72,129	67,517	66,037	62,978								
ア 他会計	繰入金	94,104	88,809	87,626	85,269	83,530	82,456	80,223	78,152	72,128	67,516	66,036	62,977								
イ そ	他	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
2 総	費用	95,341	101,051	96,100	93,964	91,791	89,817	88,103	86,441	84,921	83,740	82,751	81,662								
(1) 営業	費用	67,657	75,448	72,557	72,528	72,499	72,470	72,678	72,886	73,095	73,304	73,514	73,845								
ア 職員給与	給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
イ 退職手当	退職手当																				
イ そ	他	67,657	75,448	72,557	72,528	72,499	72,470	72,678	72,886	73,095	73,304	73,514	73,845								
(2) 営業外	費用	27,684	25,603	23,543	21,436	19,292	17,347	15,425	13,555	11,826	10,436	9,237	7,817								
ア 支払利息	利息	27,684	25,603	23,543	21,436	19,292	17,347	15,425	13,555	11,826	10,436	9,237	7,817								
イ そ	他																				
3 収支差引	(A)-(D)-(E)	35,022	24,727	27,281	26,408	26,177	26,513	25,371	24,427	19,402	15,546	14,467	12,048								
1 資本的	収入	59,333	73,973	81,820	64,058	126,868	127,806	128,536	128,401	126,171	124,967	63,748	64,465								
(1) 土地	方	0	0	0	0	28,300	28,300	28,300	28,300	28,300	28,300	0	0								
ウ ち	資本費平準化																				
(2) 他会計	補助金	58,818	63,586	63,580	63,818	66,793	67,731	68,461	68,326	66,096	64,892	63,508	64,225								
(3) 他会計	借入金																				
(4) 固定資産	売却代金																				
(5) 国(都道府県)	補助金	0	10,000	18,000	0	31,535	31,535	31,535	31,535	31,535	31,535	0	0								
(6) 工事	負担金	515	387	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240								
(7) そ	他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
2 資本的	支出	94,355	98,700	109,101	90,466	153,045	154,319	153,907	152,828	145,573	140,513	78,215	76,513								
(1) 建設	改良費	0	10,100	19,000	0	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000	0	0								
(2) 地方	償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
(3) 他会計	長期借入金返還金	94,355	88,600	90,101	90,466	90,045	91,319	90,907	89,828	82,573	77,513	78,215	76,513								
(4) 他会計	への繰出金																				
(5) そ	他																				
3 収支差引	(F)-(G)-(I)	△ 35,022	△ 24,727	△ 27,281	△ 26,408	△ 26,177	△ 26,513	△ 25,371	△ 24,427	△ 19,402	△ 15,546	△ 14,467	△ 12,048								

投資・財政計画  
(収支計画) 【 農業集落排水事業 】

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (見込)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収支再差引	(E)+(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支黒字	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支赤字	(N)-(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	68.72	66.32	66.32	66.26	65.27	64.88	64.22	63.39	62.90	62.28	61.57	60.40	59.24
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足金の不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益の不足額	(B)-(C)	36,243	36,968	36,968	35,754	35,102	34,437	33,873	33,250	32,715	32,194	31,769	31,181	30,732
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
健全化法施行令第16条により算定した不足額の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	36,243	36,968	36,968	35,754	35,102	34,437	33,873	33,250	32,715	32,194	31,769	31,181	30,732
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	1,223,146	1,134,546	1,134,546	1,044,445	953,979	892,234	829,215	766,608	705,080	650,807	601,594	523,379	446,866
○他会計繰入金														

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (見込)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分		94,104	88,809	88,809	87,626	85,269	83,530	82,456	80,223	78,152	72,128	67,516	66,036	62,977
うち基準内繰入金		89,225	83,569	83,569	83,357	81,273	79,622	79,279	77,617	75,953	70,242	65,819	64,884	62,407
うち基準外繰入金		4,879	5,240	5,240	4,269	3,996	3,908	3,177	2,606	2,199	1,886	1,697	1,152	570
資本的収支分		58,818	63,586	63,586	63,580	63,818	66,793	67,731	68,461	68,326	66,096	64,892	63,508	64,225
うち基準内繰入金		683	715	715	748	783	820	858	898	745	0	0	0	0
うち基準外繰入金		58,135	62,871	62,871	62,832	63,035	65,973	66,873	67,563	67,581	66,096	64,892	63,508	64,225
合計		152,922	152,395	152,395	151,206	149,087	150,323	150,187	148,684	146,478	138,224	132,408	129,544	127,202

(単位:千円, %)

投資・財政計画  
【 小規模集合排水事業 】  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)		前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
		1,781	1,741			1,727	1,715	1,702	1,691	1,678	1,668	1,656	
収益的収入	1 総収入	1,781	1,741	1,773	1,752	1,727	1,715	1,702	1,691	1,678	1,668	1,656	1,645
	(1) 営業収入	376	351	373	358	344	338	331	326	320	316	310	305
	ア 料金収入	376	351	373	358	344	338	331	326	320	316	310	305
	イ 受託工事収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	1,405	1,390	1,400	1,394	1,383	1,377	1,371	1,365	1,358	1,352	1,346	1,340
(2) 営業外収入	1,405	1,390	1,400	1,394	1,383	1,377	1,371	1,365	1,358	1,352	1,346	1,340	
ア 他会計繰入金	1,405	1,390	1,400	1,394	1,383	1,377	1,371	1,365	1,358	1,352	1,346	1,340	
イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 総費用	1,084	1,052	1,117	1,072	1,032	1,011	993	974	955	935	916	897	
(1) 営業費用	705	733	758	733	733	733	735	737	739	741	743	746	
ア 職員給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ 退職手当	705	733	758	733	733	733	735	737	739	741	743	746	
(2) 営業外費用	379	319	359	339	299	278	258	237	216	194	173	151	
ア 支払利息	379	319	359	339	299	278	258	237	216	194	173	151	
イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引 (A)-(D) (E)	697	689	656	680	695	704	709	717	723	733	740	748	
1 資本的収入	1,498	1,554	1,558	1,554	1,580	1,591	1,607	1,620	1,635	1,646	1,661	1,674	
(1) 地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 他会計補助金	1,498	1,554	1,558	1,554	1,580	1,591	1,607	1,620	1,635	1,646	1,661	1,674	
(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(6) 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(7) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 資本的支出	2,195	2,254	2,214	2,234	2,275	2,295	2,316	2,337	2,358	2,379	2,401	2,422	
(1) 建設改良費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち 職員給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 地方償還金(H)	2,195	2,254	2,214	2,234	2,275	2,295	2,316	2,337	2,358	2,379	2,401	2,422	
(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他会計への繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引 (F)-(G) (I)	△ 697	△ 689	△ 656	△ 680	△ 695	△ 704	△ 709	△ 717	△ 723	△ 733	△ 740	△ 748	

投資・財政計画  
(収支計画) 【 小規模集合排水事業 】

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 〔決算〕	前年度 〔決算〕	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収支再差引	(E)+(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支赤字	(N)-(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )		54.32	53.23	52.99	52.66	52.22	51.88	51.44	51.07	50.65	50.33	49.92	49.56
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足金の額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	376	373	358	351	344	338	331	326	320	316	310	305
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
健全化法施行令第16条により算定した不足金の額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した規模	(V)	376	373	358	351	344	338	331	326	320	316	310	305
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	40,484	38,270	36,036	33,782	31,507	29,212	26,896	24,559	22,201	19,822	17,421	14,999
〇他会計繰入金													

区分	年度	前々年度 〔決算〕	前年度 〔決算〕	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分		1,405	1,400	1,394	1,390	1,383	1,377	1,371	1,365	1,358	1,352	1,346	1,340
うち基準内繰入金		1,405	1,400	1,394	1,390	1,383	1,377	1,371	1,365	1,358	1,352	1,346	1,340
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		1,498	1,558	1,554	1,565	1,580	1,591	1,607	1,620	1,635	1,646	1,661	1,674
うち基準内繰入金		726	732	738	745	752	758	765	772	779	786	793	800
うち基準外繰入金		772	826	816	820	828	833	842	848	856	860	868	874
合計		2,903	2,958	2,948	2,955	2,963	2,968	2,978	2,985	2,993	2,998	3,007	3,014